

青森県報

第三千六百四十七号

平成二十五年
一月三十日
(水曜日)

目次

告 示

広域連合の規約の変更……………	(市振興課)	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定医療機関の再開の届出……………	(同)	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同)	二
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(障害福祉課)	二
障害福祉サービス事業者の指定……………	(同)	二
森林法第八十九条の規定による告示及び掲示……………	(林政課)	三
水域施設等の建設の変更の届出……………	(港湾空港課)	三
公 告		
建設業者の許可の取消し……………	(東青地域民局)	三
右 同……………	(同)	四
右 同……………	(同)	四
右 同……………	(同)	四
右 同……………	(同)	五
公 営 企 業		
青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………	(病院局経営企画室)	五
青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………	(同)	五

告 示

青森県告示第五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、津軽広域連合の規約の変更を平成二十五年一月十六日許可したので、同条第五項の規定により公表する。

平成二十五年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
医療法人フルダテ歯科	八戸市内丸三丁目九の九	平成二四・三・一

青森県告示第五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	再開年月日
広田歯科医院	五所川原市大字広田字柳沼一の三	平成二五・一・七

青森県告示第六十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社ヤマシヨー	三戸郡南部町大字小泉字上館野三〇の三	訪問介護	ヘルパーステーション	三戸郡南部町大字斗賀字沼田七二の一、七一の二	平成二五・一・三	

青森県告示第六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
介護予防サービス事業を行う事業者	三戸郡南部町大字斗賀字沼田七二の一、七一の二	訪問介護	ヘルパーステーション	三戸郡南部町大字斗賀字沼田七二の一、七一の二	平成二五・一・三	

株式会社ヤマシヨー	三戸郡南部町大字小泉字上館野三〇の三	訪問介護	ヘルパーステーション	三戸郡南部町大字斗賀字沼田七二の一、七一の二	平成二五・一・三
-----------	--------------------	------	------------	------------------------	----------

青森県告示第六十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十五年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定辞退年月日
調剤薬局ツルハドラッグ平内店	東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢四〇	平成二五・一・二五

青森県告示第六十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十五年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
アイエスサポ	アイエスサポ	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	重度訪問介護	アイエスサポ	八戸市湊高台二丁目二〇の二	平成二五・二・一

アースサポ ート株式会社	東京都渋谷区本 町一丁目四の一	同行援護	アースサポ ート八戸東	八戸市湊高台二 丁目二〇の二	"
-----------------	--------------------	------	----------------	-------------------	---

青森県告示第六十四号

平成二十五年一月四日青森県告示第二号で保安林の指定を解除した旨告示した次の森林について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定により、次の二及び三のとおりその通知の内容及び同条の規定による掲示をした旨を告示する。

平成二十五年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除保安林の所在場所及び森林所有者氏名

解除保安林の所在場所	森林所有者氏名
十和田市大字赤沼字下平四三七の一四	不明
十和田市大字赤沼字下平四三七の八〇	赤石 晃
十和田市大字赤沼字下平四三八の二四	中野渡 芳弘

二 解除保安林の通知の内容

青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いている関係書類のとおり。

三 森林法第八十九条の規定による掲示

平成二十五年一月十七日十和田市役所に掲示した。

青森県告示第六十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の三第一項の規定により、平成十八年十二月二十二日付けで届出のあった水域施設等の建設について、平成二十五年一月十七日付けで次のとおり変更の届出があったので、同条第五項の規定により公

示する。

平成二十五年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 届出人の住所及び名称並びにその代表者の氏名

東京都千代田区内幸町一丁目一の一
東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬直己

二 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後
届出人の代表者の氏名	取締役社長 清水正孝	代表執行役社長 廣瀬直己
施設の建設の工事の完了の予定期日	平成二十五年一月三十一日	平成二十九年一月三十一日

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社田中塗装店

二 代表者の氏名 田中 ユリ子

三 主たる営業所の所在地 青森市中央四丁目一の一五

四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第二〇五三三号

五 取消年月日 平成二十五年一月七日

- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十四年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社セイユウ
 - 二 代表者の氏名 佐藤 輝美
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市大字油川字柳川五八の七
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一〇〇二六八号
 - 五 取消年月日 平成二十五年一月十一日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 平成二十四年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社エイ・ワンド
- 二 代表者の氏名 高森 正志
- 三 主たる営業所の所在地 青森市筒井四丁目三の三七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一〇〇四三〇号
- 五 取消年月日 平成二十五年一月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、大工、鋼構造物、ガラス、内装仕上、建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十四年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 須藤工業
 - 二 氏名 須藤 秀市
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市大字野内字菊川一六八の五
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一〇〇四二四号
 - 五 取消年月日 平成二十五年一月十五日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
土木、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 平成二十四年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

平成二十四年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 北日本推進株式会社
- 二 代表者の氏名 中野 正教
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字野木字山口一六四の四八
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二〇）第一一六七八号
- 五 取消年月日 平成二十五年一月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十四年十月二十九日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 営 企 業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十五年一月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第一号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「休暇簿（第二号様式）に記入し」を「次の各号に掲げる職員
の区分に応じて、当該各号に掲げる方法により」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 運営部（つくしが丘病院運営室を除く。）又は中央病院に勤務する職員（以下「中央病院等に勤務する職員」という。） 勤怠管理システム（通信機器及び通信回路により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。以下同じ。）に記入
- 二 前号に掲げる職員以外の職員 休暇簿（第二号様式）に記入
- 第二十四条第二項中「休暇簿（第三号様式）に記入し」を「次の各号に掲げる職員
の区分に応じて、当該各号に掲げる方法により」に改め、同項に次の各号を加える。
 - 一 中央病院等に勤務する職員 勤怠管理システムに記入
 - 二 前号に掲げる職員以外の職員 休暇簿（第三号様式）に記入
 - 第二十四条第七項中「休暇簿（第四号様式）に記入し」を「次の各号に掲げる職員
の区分に応じて、当該各号に掲げる方法により」に改め、同項に次の各号を加える。
 - 一 中央病院等に勤務する職員 勤怠管理システムに記入
 - 二 前号に掲げる職員以外の職員 休暇簿（第四号様式）に記入
 - 第四十三条中「職員」の下に「中央病院等に勤務する職員を除く。」を加える。
 - 第四十四条中「運営部及び病院」を「つくしが丘病院運営室」に改める。
 - 第四十八条中「休日勤務は、」の下に「中央病院等に勤務する職員（医師を除く。）
にあつては勤怠管理システムにより、それ以外の職員にあつては」を加える。

附 則

この規程は、平成二十五年二月一日から施行する。

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十五年一月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第二号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第五号中「病院局長」を「運営部長及びつくしが丘病院運営室長」に改める。

第二十三條第一項中「看護部長」という。）の下に「及び中央病院看護部の次長（以下「看護部次長」という。）並びに中央病院医療情報部の次長（以下「医療情報部次長」という。）」を加える。

第三十條第一項中「看護部の次長」を「看護部次長」に改める。

第三十一條中「庶務を担当する課長」の下に「（以下「庶務担当課長」という。）」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（看護部次長の事務の代決）

第三十一條の二 当該事務を担当する看護部次長が不在のときは当該事務を担当する看護指導監が、当該事務を担当する看護部次長又は看護指導監がともに不在のときは中央病院の院長が定めた順序により他の看護部次長又は看護指導監が、看護部次長及び看護指導監がともに不在のときは当該事務を担当する看護班長がその事務を代決する。

（医療情報部次長の事務の代決）

第三十一條の三 当該事務を担当する医療情報部次長が不在のときは庶務担当課長がその事務を代決する。

別表第四運営部長の項の第二号イ中「時間外勤務命令」の下に「休日勤務命令及び夜間勤務命令」を加え、「及び看護部長」を「看護部長、看護部次長及び医療情報部次長」に改め、同号ロ中「及び看護部長」を「看護部長及び看護部次長」に改め、同表課長等（つくしが丘病院運営室に係るものを除く。）の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表庶務担当課長の項の第二号中「所属する者」の下に「並びに中央病院の医療情報部に所属する非常勤職員及び臨時的に任用する者」を加え、同表中

看護部長	一 看護部の職員（看護部長を除く。）の週休日の振替等、勤務時間の割振り、時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定並びに休暇（年次休暇及び夏季休暇に限る。）の承認等に関すること。 二 看護部の職員の時間外勤務命令、休日勤務命令及び夜間勤務命令に関すること。
------	--

を

改める。

附 則

この規程は、平成二十五年二月一日から施行する。

中央病院看護部長	一 所属職員（看護部長を除く。）の週休日の振替等、勤務時間の割振り、時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定並びに休暇（年次休暇及び夏季休暇に限る。）の承認等（看護部次長の専決に係るものを除く。）に関すること。 二 所属職員の時間外勤務命令、休日勤務命令及び夜間勤務命令（看護部次長の専決に係るものを除く。）に関すること。
つくしが丘病院看護部長	一 所属職員（看護部長を除く。）の週休日の振替等、勤務時間の割振り、時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定並びに休暇（年次休暇及び夏季休暇に限る。）の承認等に関すること。 二 所属職員の時間外勤務命令、休日勤務命令及び夜間勤務命令に関すること。
看護部次長	一 中央病院看護部の職員（看護部長、看護部次長、看護指導監、総括主幹看護師、主幹看護師及び看護班長を除く。）に係る次の事項に関すること。 イ 時間外勤務命令、休日勤務命令及び夜間勤務命令に関すること。 ロ 年次休暇及び夏季休暇の承認等に関すること。
医療情報部次長	一 医療情報部の非常勤職員及び臨時的に任用する職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

に

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭